第７６号議案　佐世保市税条例の一部改正の件

１　主旨

地方税法の一部改正（令和６年３月３０日公布、令和６年４月１日施行）に伴い改正するもの。

２　改正の概要・施行期日

⑴　新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置における申告の見直し

（対象条項）

佐世保市税条例第２９条第３項（新設）

（内容）

新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、分譲マンション等の区分所有に係る住宅の場合、区分所有者からの申告書の提出があった場合に限り減額措置を適用していたものを、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額要件に該当することが認められる場合には、区分所有者からの申告書の提出がなくても減額措置の適用を受けることができるよう定めるものです。

（根拠法令）

地方税法附則第１５条の７第４項

（施行期日）

公布の日

⑵　固定資産税等の条例で定める課税標準の特例割合について

ａ　特定再生可能エネルギー発電設備関連

（対象条項）

佐世保市税条例附則第８８項

（内容）

「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものです。

特例対象：令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に取得した特定再生可能エネルギー発電設備のうち、特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）で１０，０００ｋＷ以上２０，０００ｋＷ未満の設備に該当する償却資産

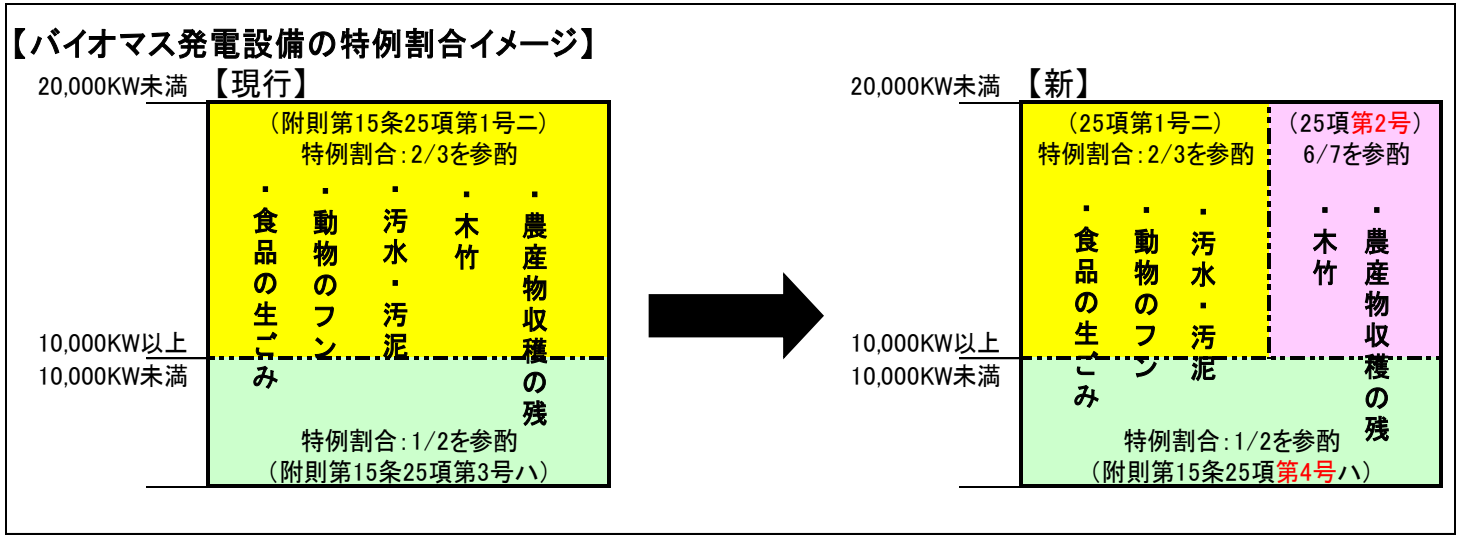

※特例割合2/3は佐世保市税条例附則第87項に、特例割合1/2は佐世保市税条例附則第92項において規定

特例割合：現行　３分の２　→　参酌率　７分の６　→　条例　７分の６
（７分の６を参酌して１４分の１１以上１４分の１３以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）
適用年度：令和７年度課税分から令和１１年度課税分
（新たに固定資産税が課されることとなった年度から３年度分に限る）

（根拠法令）
地方税法附則第１５条第２５項第２号

（施行期日）
公布の日

b　一体型滞在快適性等向上施設等関連
（対象条項）
佐世保市税条例附則第９３項

（内容）
「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合を定めるものです。

特例対象：都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により、令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に整備した、一体型滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産
特例割合：現行　２分の１（地方税法に規定）　→　参酌率　２分の１　→　条例　２分の１
（２分の１を参酌して３分の１以上３分の２以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）

適用年度：令和７年度課税分から令和１３年度課税分
（新たに固定資産税が課されることとなった年度から５年度分に限る）

（根拠法令）
地方税法附則第１５条第３８項

（施行期日）
公布の日

一体型滞在快適性等向上事業（通称：一体型ウォーカブル事業）について

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、民間事業者等（土地所有者等）が、市町村による道路、公園等の公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化や既存建物低層部のオープン化（一体型滞在快適性等向上事業）を行った場合に、**整備が完了した年の翌年から５年間、固定資産税・都市計画税を軽減する（参酌率 1/2）**。

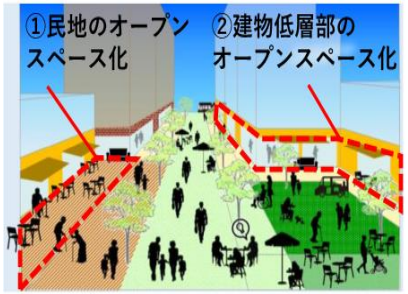

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ
（出典：国土交通省）

・**一体型滞在快適性等向上事業とは？**
　官民一体で、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（まちなかウォーカブル区域）において、佐世保市が行う公共施設の整備等（歩道の拡幅や、都市公園における芝生広場の整備等）と一体となって行われる、土地所有者等（民間事業者）による交流・滞在空間を創出する事業

・**土地所有者等による交流・滞在空間を創出する事業とは？**
　土地所有者等が民地を誰もが利用できるオープンスペースとしたり、既存建物の低層部をオープン化（ガラス張り化等）したりする事業

１　税制面の優遇措置について（固定資産税・都市計画税の軽減）

①民地のオープンスペース化による軽減 【土地（固定資産税・都市計画税）・償却資産（固定資産税）】	②既存建物低層部のオープン化による軽減 【家屋（固定資産税・都市計画税）】
オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却資産（ベンチ、芝生等）の課税標準額を**最大で５年間１／２に軽減**	低層部の階をオープン化した家屋（カフェ、休憩所等）について、不特定多数の者が無償で交流・滞在できるスペースの部分の課税標準額を**最大で５年間１／２に軽減**
＜適用イメージ＞ 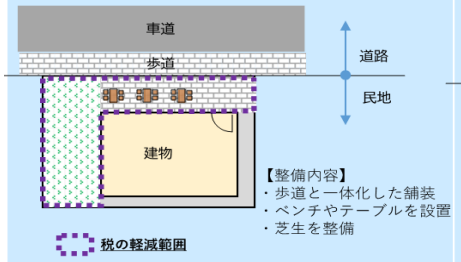 	＜適用イメージ＞ 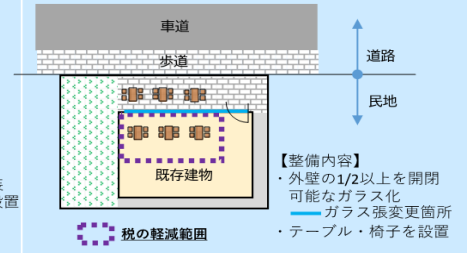

２　一体型滞在快適性等向上事業に関すること

(1) 佐世保市での都市再生設備計画の区域（及び滞在快適性等向上区域）
※アーケード周辺や夜店公園通り周辺（緑枠線内）

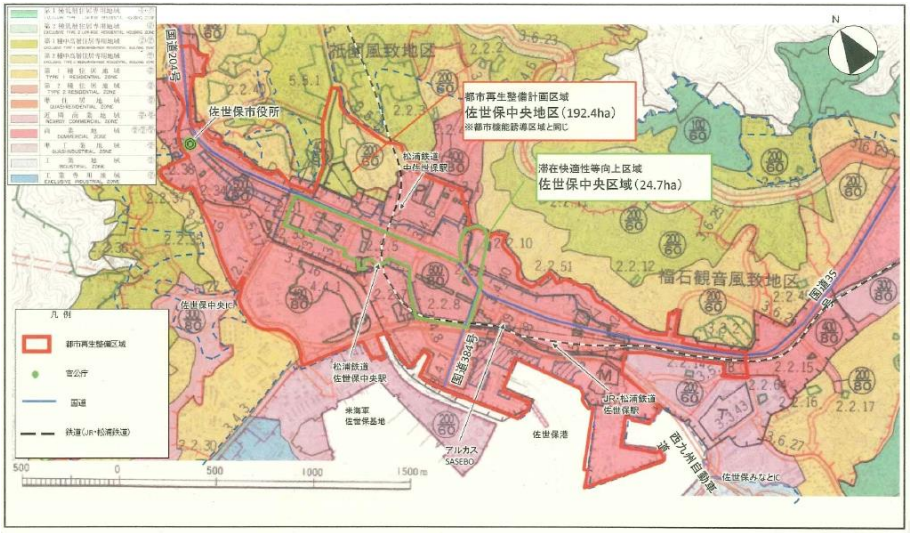

(2) 必要となる整備内容（事業）

①民地のオープンスペース化にかかる事業	②既存建物低層部のオープン化にかかる事業
民地内の土地の全部又は一部を、誰もが利用できるオープンスペースとして提供するため、下記ア～ケに定める施設等を整備する事業 ア　道路、通路、公園、緑地、広場、その他これらに類するもの イ　駐輪場その他これに類するもの ウ　噴水、水流、池その他これらに類するもの エ　アーケード、柵、ベンチ又はその上屋、その他これらに類するもの オ　街灯その他これに類するもの カ　花壇、樹木、並木その他これらに類するもの キ　電源設備その他これに類するもの ク　給排水設備その他これに類するもの ケ　冷暖房設備その他これに類するもの	既存建物（食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類する施設）低層部の壁（当該建物と一体的に活用されることで滞在の快適性等の向上が図られる道路、広場等の公共施設やこれに準じる施設に接している階）の過半について ア　ガラス等の透明な素材（内外から視認できるもの）とすること イ　開閉可能な構造とすること ウ　位置を後退させること により、物理的・視覚的に開放性の高い状態に整備する事業

３　令和６年度地方税法の改正内容について

令和６年４月１日から令和８年３月31日まで（2年延長）の間に整備した当該事業について特例割合を、1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲（現行1/2：地方税法で規定）において市町村の条例で定める割合とする。

⑶　地方税法等の一部改正に伴う条項の変更（項ずれ）等によるもの

（対象条項）

佐世保市税条例第２９条第３項～第１４項、第３５条第３項

佐世保市税条例附則第７２項、７３項、７９項、８０項、８９項～９２項

（内容）

地方税法等の一部改正による条項の項及び号ずれ並びに削除によるものです。

（根拠法令）

・地方税法附則第１５条第２５項、第３２項、第１５条の７

・地方税法施行規則第７条第９項～第１２項、第１７項～第１８項

・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第４条第７項

（施行期日）

公布の日

３　参考資料

令和６年度税制改正に伴う条項ずれ等早見表

佐世保市税条例		内容	新対象	旧対象
改正後	改正前			
第 29 条第８項	第 29 条第７項	耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告	地方税法施行規則附則第７条第９項	地方税法施行規則附則第７条第８項
第 29 条第９項	第 29 条第８項	耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告	地方税法施行規則附則第７条第 10 項	地方税法施行規則附則第７条第９項
第 29 条第 10 項	第 29 条第９項	耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告	地方税法施行規則附則第７条第 11 項	地方税法施行規則附則第７条第 10 項
第 29 条第 11 項	第 29 条第 10 項	耐震改修が行われた認定長期優良住宅等のうち熱損失防止改修工事等がなされた部分に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告	地方税法施行規則附則第７条第 12 項	地方税法施行規則附則第７条第 11 項
第 29 条第 12 項	第 29 条第 11 項	大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告	地方税法施行規則附則第７条第 17 項	地方税法施行規則附則第７条第 16 項
第 29 条第 13 項	第 29 条第 12 項	耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告	地方税法施行規則附則第７条第 18 項	地方税法施行規則附則第７条第 17 項

佐世保市税条例		内容	新対象	旧対象
改正後	改正前			
第35条第３項	第35条第３項	軽自動車税の納税義務者等（米軍関係）	日米協定による特例法第４条第７項	日米協定による特例法第４条第２項
附則第72項	附則第72項	特定再生可能エネルギー発電設備（特定太陽光発電設備）に係る固定資産税の課税標準に関する参酌割合	地方税法附則第15条第25項第３号イ	地方税法附則第15条第25項第２号イ
附則第73項	附則第73項	特定再生可能エネルギー発電設備（特定風力発電設備）に係る固定資産税の課税標準に関する参酌割合	地方税法附則第15条第25項第３号ロ	地方税法附則第15条第25項第２号ロ
附則第79項	附則第79項	児童福祉法に規定する特定事業所内保育施設にかかる固定資産税の課税標準に関する参酌割合	（削除）	地方税法附則第15条第32項
附則第80項	附則第80項	都市緑地法第６３条に規定する認定計画に基づき設置された市民緑地にかかる固定資産税の課税標準に関する参酌割合	地方税法附則第15条第32項	地方税法附則第15条第33項
附則第89項	附則第88項	特定再生可能エネルギー発電設備（特定水力発電設備）に係る固定資産税の課税標準に関する参酌割合	地方税法附則第15条第25項第３号ハ	地方税法附則第15条第25項第２号ハ
附則第90項	附則第89項	特定再生可能エネルギー発電設備（特定水力発電設備で総務省令で定める規模以上のもの）に係る固定資産税の課税標準に関する参酌割合	地方税法附則第15条第25項第４号イ	地方税法附則第15条第25項第３号イ

佐世保市税条例		内容	新対象	旧対象
改正後	改正前			
附則第 91 項	附則第 90 項	特定再生可能エネルギー発電設備（特定地熱発電設備）に係る固定資産税の課税標準に関する参酌割合	地方税法附則第 15 条第 25 項第４号ロ	地方税法附則第 15 条第 25 項第３号ロ
附則第 92 項	附則第 91 項	特定再生可能エネルギー発電設備（特定バイオマス発電発電設備で総務省令で定める規模未満のもの）に係る固定資産税の課税標準に関する参酌割合	地方税法附則第 15 条第 25 項第４号ハ	地方税法附則第 15 条第 25 項第３号ハ

※日米協定による特例法の正式名称

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 119 号）